

高知学習センターの「臨時閉所の判断基準」について、下記の通りお知らせします。

なお、警報発令時・災害発生時は、危機回避のため、職員が出勤できず、ホームページやメールマガジン等で、閉所の通知ができない場合もあります。

その際は、この判断基準に基づき、ご自身で判断して、学習センターへの通学を回避頂くようお願いいたします。

【臨時閉所の判断基準について】

台風等による災害の恐れがある場合の判断基準については次のとおりとする。

- ・ 台風等の接近により、午前7時の時点で高知市に「大雨警報」または「暴風警報」が発表された場合、閉所する。ただし、「大雨警報」と「暴風警報」の両方が午前7時から午前11時の間に解除された場合は午後1時から開所する。
- ・ 午前11時までに「大雨警報」と「暴風警報」の両方が解除されない場合は終日閉所する。
- ・ 午前11時以降に「大雨警報」または「暴風警報」が発表された場合は、直ちに閉所する。

「特別警報」の場合

※「特別警報」とは命に関わる重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報

- ・ 午前7時の時点で高知市に「特別警報」が発表されている場合、終日閉所する。
- ・ センター開所中に「特別警報」が発表された場合、直ちに閉所する。
- ・ 「特別警報」により閉所した日において警報が解除されても当該日は開所しない。